

## 可児市農業委員会第 11 回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年 10 月 4 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
開催場所	可児市役所 4 階第 1 会議室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二、 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、可児すみ子、 栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	井藤 平榮、三宅 祥雅
事務局	事務局長 渡辺 達也、課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 57 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和元年第 11 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員につきましては、4 番の井藤平榮委員より欠席届が提出されており、出席委員は 13 名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、2 番の三宅祥雅委員から欠席届が出ていますので、出席委員は 8 名です。</p> <p>これより、令和元年第 11 回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりになっております。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、7 番二宮章二委員、8 番鈴木啓之委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、議案第 54 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	日程第 2、議案第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今回は2件の申請があります。

受付番号1番の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外1筆、地目は畑、面積は合計1,016㎡、農振地外の3種農地と判断されます。

転用目的は、1棟の共同住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁及びコンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。開発につきましては、令和元年9月18日付けで開発基準協議の申請が出ています。

受付番号2番の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東島、地目は畑、面積は133㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

無断転用による始末書は申請書に添付されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員さんからの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

勝野委員 受付番号5番について、現地確認の結果を報告します。場所は名鉄広見線を市道広見土田線が高架で越えています、交差箇所から東南にあたります。現地を確認しましたところ、いい栗畑となっています。もったいないとも思いましたが第1種住居地域ということですので、何ら問題ないかと思いましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長 受付番号2番、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 3番委員可児が、現地確認の結果を報告します。

場所は、国道248号徳野南交差点の北西です。地目は畑となっていますが、先ほど事務局から説明がありましたように始末書が出ています。これは既に古い建物が建っているためです。事務局から説明がありましたように立地基準判定、一般基準判定等はクリアされていますので、いいかなと思います。皆様のご審議をお願いします。

議長 長 只今、地元委員さんから発言のありました件につきまして、何か皆さんご意見、ご質問等ありませんか。

【意見なし】

議長 長 ご意見もないようですので、お諮りをします。

日程第2、議案第54号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議 長	<p>日程第 3、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>日程第 3、議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について受付番号 1 番から 16 番について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転が 12 件、賃借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 3 件の合計 16 件です。なお、受付番号 17 番については別途説明します。</p> <p>受付番号 1 番の案件は、愛知県知立市の方と緑ヶ丘の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、兼山字本町、地目は畑、面積は 56 m<sup>2</sup>、農振白地の 3 種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、ガレージ及び作業場を整備することです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。</p> <p>雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。</p> <p>無断転用に対する始末書は、申請書に添付されています。</p> <p>受付番号 2 番の案件は、計画変更のため取り下げとなっています。</p> <p>受付番号 3 番の案件は、羽崎の方外 2 名と東京都練馬区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、瀬田字西屋敷他 2 筆、地目は畑、面積は 986 m<sup>2</sup>のうち 722 m<sup>2</sup>、農振白地の 2 種農地と 3 種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、3 棟の分譲住宅を建築することです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。</p> <p>雨水排水は市排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。</p> <p>受付番号 4 番の案件は、広見の方外 1 名と川合の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、平貝戸字前田他 1 筆、地目は田、面積は合計 1,557 m<sup>2</sup>、農振白地の 3 種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、6 棟の分譲住宅を建築することです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、周囲に擁壁を設けることで、土砂等の流出を防ぐとしています。</p> <p>雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。</p> <p>この案件は、令和元年 8 月 14 日に開発基準協議の申請がされ、協議中となっています。</p> <p>また令和元年 8 月 29 日付けで農振除外となっています。</p> <p>受付番号 5 番の案件は、羽崎の方と御嵩町の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、羽崎字縦長、地目は田、面積は 637 m<sup>2</sup>、農振白地の 1 種農地と判断されます。</p>

転用目的は、農家住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、隣接農地に被害が生じないように石積を設置するとしています。

雨水排水は土地改良区水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

先ほど1種農地と申し上げましたが、1種農地は原則転用不許可となっていますが、例外規定により許可の対象になりますので、今回申請が出されています。

受付番号6番の案件は、下切の方と下恵土の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字小山他1筆、地目は畑、面積は合計579㎡、農振地域外の2種農地と判断されます。

転用目的は、建築業資材置場を整備するとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号7番の案件は、塩の方と御嵩町の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字二本木、地目は畑、面積は253㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、建築業資材置場を整備とするとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

なお、敷地内に都市計画道路の計画区域が含まれています。

受付番号8番の案件は、坂戸の方と徳野南の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字石田、地目は田、面積は6,922㎡のうち3,775㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、13棟の分譲住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除対策は、L型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は土地改良区排水路に排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

この案件につきましては開発基準協議の対象となっており、開発基準協議は令和元年4月12日付けで申請がされています。農振地域除外の対応については、平成30年2月8日付けでされており、除外分を分割して農転することについて、特に指導することはないことを産業振興課に確認済みです。

受付番号9番の案件は、土田の方外1名と坂戸の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字大戸外1筆、地目は田、面積は合計1,855㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、貸駐車場を整備するとのことです。

雨水排水は、土地改良区排水路へ排水、汚水排水はありません。

受付番号10番の案件は、下恵土の方と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中土居外 1 筆、地目は畑、面積は合計 1,782 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、7 区画に宅地分譲するとのことです。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

開発基準協議につきましては、令和元年 8 月 21 日付けで協議中です。

受付番号 11 番の案件は、下恵土の方 1 名と川合の方 1 名との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東島外 1 筆、地目は畑、面積は合計 328 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

雨水排水は自然浸透及び道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みとなっております。

受付番号 12 番の案件は、下恵土の方外 1 名と美濃加茂市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高島、地目は畑、面積は 323 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

受付番号 13 番の案件は、下恵土の方と下恵土の方の使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は 253 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

受付番号 14 番の案件は、下恵土の方と徳野南の方の賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑、面積は 151 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、塗装業駐車場及び資材置場を整備するとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

なお、現地確認の際、申請地の北側にある荒廃地は農地でないかのご質問がありました。この件について確認しましたところ、雑種地でありました。

受付番号 15 番の案件は、今渡の方と柿田の方の使用貸借権の設定で、転用許可を求め

るものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、面積は 549 m<sup>2</sup>のうち 315.78 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は、土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

受付番号 16 番の案件は、今渡の方と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上ノ畑外 1 筆、地目は畑、面積は合計 3,293 m<sup>2</sup>のうち 2,073 m<sup>2</sup>、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、7 区画に宅地分譲するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積み及び擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は、道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付されています。

開発基準協議につきましては、令和元年 8 月 28 日付けで協議申請中となっています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、受付番号 2 番は取り下げとなっていますので、2 番を除く受付番号 1 番から 16 番までについて地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、兼山お願いします。

山 田 委 員

受付番号 1 番について、14 番山田が説明します。

物件の概要ですが、場所は可児市観光交流館を北へ 100m のところにある駐車場の斜め前になります。作業場を建設とのことですが、今の状況は崖となっており道路面と同じ高さにするには相当大変だと思います。事務局の説明にありまして、その内容は 15 年前に許可を得ずに一部埋め立てをしてしまったということです。雨水排水は、横に排水路があり悪影響はないと思いますので審議のほどお願いします。

議 長

受付番号 3 番、瀬田お願いします。

渡 邊 委 員

受付番号 3 番について 13 番渡邊が報告します。

場所は瀬田幼稚園から南西 340m のところにあります。

申請地の周辺は宅地であり、一部畑があります。東側は畑、北側は道路、西側は宅地、南側は宅地と水路です。

転用目的は、分譲住宅 3 棟を建築するとのことです。雨水排水は市の排水路へ排水、上下水道は既存の埋設管に接続、農業用水には影響ないとのことです。現地確認した結果、何の問題もありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

受付番号 4 番平貝戸お願いします。

栗 本 委 員

受付番号 4 番につきまして、現地確認の結果を推進委員 8 番の栗本が報告いたします。説明は事務局からあったとおりでありますが、この申請地は非常に低い場所にあります。

て、今年でこそ稲ができたということですが、普段の年は田がぬかるんでいて稲刈りに大変苦労されているということです。農転は問題ないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

議 長  
鈴木委員

受付番号5番、羽崎をお願いします。

受付番号5番につきまして、推進委員6番鈴木が報告します。

この申請地の譲渡人ですが、この方は学校を卒業してからずっと農業一筋でやってみえた方で、近所の人から委託を受けて自分の所有する農地以外に米を作ったり野菜を作ったりして、市場とか直売所に出荷したりして奥さんと一緒に仕事をしてみえました。ところが体を悪くされたため営農の継続が困難な状況となり、今回の申請となったということです。譲受人は奥さんのご兄弟で、この方が近くに来て譲渡人の奥さんを助けながら農業をやっていかれるのではないかと思っています。手続き上の問題もありませんし、立地基準判定も1種農地ですが農振除外が認められ、また始末書もなく一般基準判定とも問題ありません。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長  
溝口(茂)委員

受付番号6番、下切をお願いします。

推進委員5番溝口が報告します。

場所は姫治地区の可児工業団地の下辺りになります。

資料にありますように申請地は山裾にあり、雑草が生い茂ってしまっていて荒廃農地となっています。一般基準判定にある隣地所有者への説明は済んでおり、雨水排水は自然浸透で農業用排水には影響ないということであり、資材置場に整備されるということで特に問題ないと思いますので、ご審議のほどをお願いします。

議 長  
日比野委員

受付番号7番、8番、9番、お願いします。

6番日比野がご説明申し上げます。

この土地につきましては、栗が植わっておりまして毎年手入れがされていなかったのですが、今年なぜか剪定もされて収穫もされました。地主の方は、体調を悪くされており、跡取りである養子の方がみえますが、その方に少しでもお金を残してやりたいという希望があるみたいです。他所の場所で転用して売りたいという希望もありましたが、隣地の承諾も得られなかったということで、こちらの方になったと思います。現地は栗が植わっていましたが、下は草が生えて、栗が拾えないという状況でありました。ここは事務局から説明がありましたように都市計画道路の歩道ができるというところでもあります。その辺についても、一応調整もしていただいているということです。特に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

続けて8番について説明します。

これは前回書類不備で取り下げで審議しなかった案件ですが、ここについて分譲住宅を13棟造るとのことだそうです。この問題としては、6,922㎡のうち約半分ぐらいを取り敢えずやって後は残しておいて都市計画法逃れというような感じがしますが、書類上は整っているということです。認めざるを得ない状況だそうです。ご審議をよろしくをお願いします。

次に受付番号9番について説明します。

ここは運輸業をやってみえる方の奥さんが、この土地を取得されて会社に駐車場として

議 長  
可児（勉）委員

貸されるということです。この土地につきましては、用水関係でいいますと一番末端でありまして、特に大きな問題はないと思っています。ご審議をよろしくお願いします。

受付番号 10 番から 14 番まで、下恵土お願いします。

3 番の可児が説明します。

受付番号 10 番ですが、場所は今渡南小学校の東の方にある畑です。これは数年前から耕作放棄地として近所からクレームがついておりました場所です。今回こうして利用されるという計画が出てまいりまして現地を見てまいりましたけれども、周囲に及ぶ影響なしと見てまいりましたので、細かい一般基準判定は全てクリアされておるといことで事務局から説明があったとおりであります。

受付番号 11 番ですが、先ほど 4 条で審議したとこと同じ場所ですが、これは一般個人住宅を建てるということです。ここには既に住宅が建っていた場所なんですけれども、申請書に始末書が付いて今度新たに一般個人住宅を建てると申請が出てまいりました。周囲に影響もないことを確認してまいりました。ご審議のほどお願いします。

受付番号 12 番ですが、ここは徳野という地名ですが、愛知用水がかなり高いところに流れておりまして今春トンネルの上あたりまで続く高台です。一般個人住宅を造られると出てまいりましたが、申請地の形状は鍵の手になって奥に建築されるということで、市道から建築場所まで進入路が確保されています。これも何ら問題と見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

受付番号 13 番ですが、場所は J R 可児駅、名鉄新可児駅から西へ約 260m にあたる田です。ここは耕作放棄地でかなり雑草が繁っているところでした。一般個人住宅ということで開発されるようです。周囲三方とも田でポツンと一件建てられると申請が出てまいりましたけれども、問題ないように見てまいりました。

続きまして受付番号 14 番ですが、申請地は国道 248 号線と旧 248 号線とが交わる徳野南という大きな交差点から約 100m 南にあり、この辺一帯は区画整理されており、その中の農地ということで、この申請地は塗装屋さんが資材置場と駐車場で使用すると出てまいりました。ここは、周囲に影響はないと見受けてまいりました。ご審議をお願いします。

議 長  
浅野委員

受付番号 15 番と 16 番、今渡お願いします。

推進委員 1 番の浅野です。

受付番号 15 番について、現地確認の報告をします。

場所は可児市道広見土田線今渡鳴子交差点より南東へ 400m のところです。

転用目的は妻の父の所有地に使用賃借権を設定して、一般個人住宅を建築する形で申請が出ています。

また申請地の北側は排水路になっています。上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へとつながっており問題ないと思います。雨水排水は現在道路側溝がないため借受人が道路側溝を造り流します。また、土地改良区の同意があります。現地確認の結果問題はないと思いますが、皆さんの意見をよろしくお願いします。

受付番号 16 番について現地確認の報告をします。

場所は広見土田線今渡鳴子西交差点より北へ 500m のところです。

転用目的は譲受人が 7 区画の宅地分譲をする形で申請が出ています。また譲渡人が昭和



27年頃許可を受けずに一部を宅地として使用していたことに対して始末書が提出されています。なお、2,073㎡ありますので、開発基準協議の対象になります。また、東側の道路は現在4mですが、都市計画道路であり、宅地分譲に面した道路は広くなり、道路側溝を造る申請になっています。上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へとになっており、問題はないと思います。雨水排水は道路側溝へ流します。また、土地改良区の同意があります。現地確認の結果、問題はないと思いますが、皆さんの審議をお願いします。

議長 只今説明のありました受付番号1番、2番は取り下げ、3番から16番までについて、何かご意見等ありませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 2番の大澤ですが、事務局にお尋ねします。

受付番号5番について大変興味があるんですが、転用目的が農家住宅と出てきますが、通常一般住宅なんですけど農家住宅となると例えば、農業用作業部屋とかを一体的に造ったものを農家住宅という表現を使うのですか。どういうものを農家住宅と表現されるのかを教えてくださいませんか。

事務局 可児市には市街化調整区域というものはありませんが、ここについては1種農地で通常ですと転用ができないところですが、農家住宅は農業をするという目的の人が農地に転用許可を得て家を建てることができます。

大澤委員 今の説明ですと、農業をする場合農家住宅と呼ぶのですか。農業をやる人が住む家を農家住宅、普通の勤め人が住む家を一般個人住宅と呼ぶのですか。この判断でよろしいのですか。

事務局 その判断で結構です。

大澤委員 そうですか。わかりました。

栗本委員 8番の栗本です。

事務局に質問します。この農家住宅がいなくなったからといって農家以外の人に売ったら許可取り消しになるんですね。農家住宅でなくなるから取り消しですよ。そうでないとこの方法が広がってしまい、農地を持っている人が農家住宅は嫌だといって、また資金がなくなったからといって誰か他の人に売ることができる。普通建築できない地域の農地にこういう農家住宅が次々できてしまいますが、それはいいのですか。

まだ、許可はされていませんが、許可されてからこの人が手放すといったらこの許可は取り消しですよ。

事務局 一旦許可が下りたものが売られたからといって許可は取り消しにはなりません。

ただ許可を受けられてから事業をしなかった場合には、事業計画変更申請になりますので、そのときには基準に適合するかどうか、この申請についてあらかじめ審査した結果、許可が下りないことはあり得ます。

ただし、農家住宅の許可を得た場合は一旦宅地にされますと、それ以降土地規制はされません。

栗本委員 借受人がここに造ればいいですけども、借受人以外の方がここに名前を借りて造るということは可能ですか。借受人が造れば農家住宅として許可ですが、借受人以外の方が住宅を造れば一般住宅ということですね。

事務局 あくまでも、1種農地の例外として農業をやるという目的で農家住宅を建てて完成させるところまでのものが許可の内容です。それ以前の段階で取り止めたとか他の人にということでは許可が下りないということです。

溝口(知)委員 9番の溝口です。参考までに知りたいのですが、農家住宅の定義を今一度教えてください。農振を除外するために農家住宅を造るといふうにとらえてしまう可能性があるのでは。

事務局 農業をするという目的で、1種農地を取得し農家住宅を建築することが可能ということです。農業をやらない場合には許可はないということで、あくまで農業をやるということが前提になります。

議長 いいですか。

溝口(知)委員 はい、わかりました。

議長 その他、ご意見、ご質問等ありますか。

議長 【意見なしの声あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

議長 日程第3、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」のうち受付番号1番から受付番号16番までは、これを許可相当として市に進達することにご異議ありませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 日程第3、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号17番と日程第4、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」受付番号1番は関連案件ですので併せて審議をします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号17番と日程第4、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」受付番号1番は同一箇所の案件ですので、併せて説明します。

当初事業者の東帷子の方と事業継承者の緑の法人による売買による所有権移転で転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字国ヶ洞、地目は畑、面積は992㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は3区画に建築条件付き宅地分譲をすることのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。開発基準協議等につきましては、実測面積も1,000㎡未満でしたので対象案件ではありません。

以上の案件につきましては、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合には責任をもって対処するとし、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 それでは、地元委員からの意見を求めます。帷子お願いします。

勝野委員	<p>5番の勝野が現地確認の結果を説明します。</p> <p>この土地は位置的には長坂団地のすぐ北側になります。申請地の真西に帷子小学校、北側約800mに名鉄西可児駅があります。この土地はもともと長坂団地ができたときに、この土地の土を使って団地造成に使用し、平坦な土地となり牧草地であったのですが、その後集合住宅や個人住宅が沢山できて、今回は宅地分譲地として申請されたもので何ら問題ないかと見てきました。ただ当初の計画とどこがどう違うのか、ピンとこないですが現地を確認したところ以上のおりでした。</p>
議長	<p>只今、地元委員から発言がありました件につきまして何かご意見ご質問等はありませんか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p>
議長	<p>それでは、意見もないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第3、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について」の受付番号17番は、これを許可相当とし、日程第4、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」の受付番号1番については、当委員会としては承認相当として市に進達することについてご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数あり】</b></p>
議長	<p>異議ないものと認め、本案件は当委員会におきまして許可相当、或いは承認相当として市に進達することに決しました。</p>
議長	<p>日程第5、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第5、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。</p> <p>今回の利用権の設定は、賃貸借1件の申請があります。</p> <p>受付番号1番、これは坂戸の方と土田の方による賃貸借権の設定です。</p> <p>土地の概要は、坂戸字宮浦、農振農用地で、地目は田、面積は1,024㎡の再設定です。令和4年10月までの3年間、利用集積を図るものです。</p>
議長	<p>只今事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見ご質問等ありませんか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p>
議長	<p>ご意見もないようですので、お諮りをします。</p> <p>日程第5、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し市長に報告することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数あり】</b></p>
議長	<p>異議ないものと認め、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された審議案件は全て終了しました。</p>

事務局

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

違反転用関係ですが、位置図と写真で説明します。

1つ目は、塩地内ですが、農地の一部に碎石が敷かれており、通路らしき状況でした。それで、地元の日比野委員に連絡しまして、現地確認してきました。今後、事情調査などを行っていきます。

次に、下恵土地内ですが、農地の一部に碎石が敷かれておりまして、土地所有者とは農地転用申請するのか、農業施設用地なのか、原状に戻すのか、などについて話をしています。

次の件は、農振農用地ですが、屋敷畑のようなところですが、埋め立てられていたもので、これ以上の工事を止めてあります。今後、農振除外と農地転用申請を提出するよう指導しています。

いずれも、場所的には農地転用申請されれば、許可可能なところですが。

なお、先ほど農家住宅の説明をしましたが、あいまいなところもありましたので、次回の総会であらためて説明をさせていただきます。

次に報告事項について事務局から説明します。

1点目です。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。

今回2件の届出がありました。

土田の方外5名で、相続に伴う届出が6件でした。内容としましては田13筆、面積は8,184.55㎡、畑10筆、面積は1,859㎡、合計23筆の10,043.55㎡でした。

2点目ですが、農地の適正管理として、農地適正管理の面から書面にて指導を行いました。

農地現況調査、荒廃農地についての調査ですが、提出期限が本日となっておりますので、ご提出をお願いします。

今後の日程です。岐阜農業委員女性ネットワーク総会並びに研修会が10月21日月曜日13時30分から16時まで各務原市テクノプラザで開催されます。

農地転用の現地確認です。今日が締切りになっていますが、今日締め切った分につきまして10月29日火曜日に実施します。次の総会ですが、第12回総会は11月1日金曜日に午後1時30分から5階の全員協議会室で開催しますので、ご参集いただきますようお願いいたします。

議長

それでは、これをもちまして、令和元年第11回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。

今日はどうもご苦勞様でございました。